

秋田県告示第93号

秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第7号から第9号までに規定する漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項並びに同規則第11条第1項及び第2項の規定による制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めて公示する。

令和7年3月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 制限措置の内容

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
あまだい漕刺し網漁業	あまだい	漕刺し網	別記1	別記2	定めなし	5トン未満	1	次の全てに該当する者であること。 1 秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者 2 秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満の船舶の所有者
たら刺し網漁業	たら	固定式刺し網	別記3	毎年1月25日から同年3月31日まで	定めなし	10トン未満	1	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
固定式刺し網漁業	めばる類、かさご	固定式刺し網	秋田市沿岸	令和7年4月1日から同月30日まで	定めなし	5トン未満	1	次の全てに該当する者であること。 1 秋田市に住所を有する者 2 秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満船舶の所有者又は使用者 3 操業区域に係る管理者等の同意及び許可等を得ている者
底建網漁業		底建網	別記4	毎年11月1日から翌年8月31日まで	定めなし	15トン未満	1	秋田県に住所を有し、由利本荘市西目町に漁業根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月7日（金）から同月19日（水）まで

3 その他

この告示に係るあまだい漕刺し網漁業、たら刺し網漁業及び底建網漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日まで、固定式刺し網漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和7年4月30日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日又は同漁業の許可の有効期間までのいずれか早い期間とする。

別記1 最大高潮時海岸線から1,500メートル以遠の水深70メートルから100メートルまで（毎年7月1日から同年8月31日までの期間においては、水深70メートルから95メートルまで）の秋田県沖合海域（この海域が最大高潮時海岸線から1.5海里の線に達しない場合は、水深70メートル以深の最大高潮時海岸線から1.5海里までの秋田県沖合海域）

別記2 毎年5月1日から同年10月31日まで（由利本荘市西目町とにかほ市平沢との境に設置した標柱から270度の線とにかほ市金浦と同市象潟町との境に設置した標柱から270度の線の両線間における海域においては、毎年6月1日から同年11月30日まで）

別記3 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

ア 入道崎燈台中心点

イ アから10度4海里の点

ウ エから0度6海里の点

エ 北浦港第1防波堤燈台中心点

別記4 北緯39度23分59秒の線以南の、第二種共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く、最大高潮時海岸線から4海里以内の秋田県沖合海域（北緯39度13分48秒の線と北緯39度16分48秒の線間においては、水深90メートル以浅の海域に限る。）